

広島県告示第五百四十七号

平成十九年広島県告示第千二百三十八号（広島県立総合技術研究所における使用料及び手数料の種別及び額）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

第一号の表食品工業技術センターの項中

12	水分活性測定器	〃	三〇〇円	を
12	水分活性測定器	〃	四〇〇円	に、
95	味認識装置	〃	四、三〇〇円	
96	デジタルマイクロスコープ	〃	一、一〇〇円	を
95	味認識装置（測定用センサーを含む。）	〃	四、三〇〇円	
96	味認識装置（測定用センサーを除く。）	〃	一、〇〇〇円	に改め、同表東部工業技
97	デジタルマイクロスコープ	〃	一、一〇〇円	

術センターの項中

15	熱分析装置	〃	五〇〇円	を
15	熱分析装置	〃	八〇〇円	に、
20	複合材料切断機	〃	五〇〇円	を
20	複合材料切断機	〃	五〇〇円	
20	複合材料切断機	〃	五〇〇円	
21	インフレーション成形機	〃	八〇〇円	に改める。

第二号の表西部工業技術センターの項中

四	赤外分光光度計によるもの	一成分		
五	光電分光光度計によるもの	〃		を
四	赤外分光光度計に	〃		

(三) 赤外分光光度計によるもの 一試料	(三) 赤外分光光度計によるもの //	(五) 光電分光光度計によるもの 一成分
-------------------------	------------------------	-------------------------

に改める。

を

に改め、同表東部工業技術センターの項中